

神戸市公告第1001号

総合評価一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和2年12月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業
業務概要	グラウンド整備事業に係る設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市中央区港島南町3丁目7
履行期間	契約締結日の翌日から令和4年3月末までとする。 ただし、設計・施工期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。工期は、協議により合議した期間とする。

2 担当部局

・担当	神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課
・住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館17階
・電話	078-322-5027
・FAX	078-322-5485
・E-mail	portisland-g@office.city.kobe.lg.jp
・HP	https://www.city.kobe.lg.jp/a41153/business/contract/ippankyoso/portisland_g.html

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において入札価格及び提案内容等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件です。

4 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとします。

- ① 入札参加者は、市の求める業務を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 入札参加者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）により構成されるものとする。
- ③ 入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、構成企業について明らかにすることとする。
- ④ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 代表企業の選定

- ① 入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ② 代表企業は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細な内容については、事業契約書（案）による。

(3) その他

- ① 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。

② 選定された構成企業は、選定後、速やかに市と契約締結に向けた協議を行うものとする。

(4) 共通の参加資格要件

- ① 神戸市契約規則（以下「規則」という。）第3条第1項に該当する者でないこと。
- ② 規則第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。
- ④ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- ⑤ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- ⑥ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者に該当する者でないこと。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦ 民事再生法（平成12年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者に該当する者でないこと。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑧ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者に該当する者でないこと。
- ⑨ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72条）に基づき和議開始の申立てがなされている者に該当する者でないこと。
- ⑩ 本事業に係る発注支援業務に関与する者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者でないこと。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

・株式会社五星

(5) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ以下に掲げる要件をすべて満たすものとします。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができますが、施設の建設業務を行う者が施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできません。

① 設計企業

ア 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 公告の日から参加表明書等の提出期限までの間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない）。

エ 当該設計業務に管理技術者1名及び担当技術者を1名以上配置できる者。

オ 同種工事（※）の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去15年間に元請けとして業務を完了したものに限る。

※本事業における同種工事とは、同等規模の体育施設（サッカーグラウンド）もしくは類似施設（野球場、陸上競技場、テニスコート等）の工事の施工実績をいう。

② 工事監理業務

ア 資格者名簿に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 同種工事（※）の設計又は工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去15年間に元請けとして業務を完了したものに限る。

※本事業における同種工事とは、同等規模の体育施設（サッカーグラウンド）もしくは類似施設（野球場、陸上競技場、テニスコート等）の工事の施工実績をいう。

③ 建設企業

ア 資格者名簿に登録されていること。

イ 建設業法第3条第1項に基づく土木一式工事および建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

ウ 同種工事（※）の元請けとしての施工実績を有していること。なお、当該実績は、募集の公告日から起算して過去15年間に元請けとして業務を完了したものに限る。

エ 当該工事に、建設業法第26条第4項の規定に基づく監理技術者を専任で配置できる者。

※本事業における同種工事とは、同等規模の体育施設（サッカーグラウンド）もしくは類似施設（野球場、陸上競技場、テニスコート等）の工事の施工実績をいう。

④ 構成企業以外の企業への再委託

構成企業は、「入札説明書 2. 5 事業の内容」のうち、「設計・計画通知等各種申請業務」、「工事業務」、「工事監理業務」については、業務の一部に限って構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には、事前に市の承諾を得るものとする。

なお、「工事業務」については、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

(6) 参加表明書等の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者が、参加表明書等の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとします。

① 参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認めた場合に限り、市の承認を条件として参加資格要件を欠く構成企業の変更ができるものとする。（代表企業の変更は認めない。）

② 落札者決定時から事業契約締結日までの間に、入札参加者の代表企業、構成企業のいずれかの者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結せず、又は契約の解除を行うことがある。これにより契約を締結せず、又は解除しても、市は一切責を負わない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合に限り、市の承認を条件として参加資格要件を欠く入札参加者の構成企業の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする。（代表企業の変更は認めない。）

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価は、以下の計算式によって行います。

総合評価点	=	$\frac{\text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (40点満点)}}{\text{入札価格}} \times 10^7$
-------	---	--

(2) 価格点については、落札者決定基準に従い、評価するものとします。

6 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

7 参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、参加表明書等の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければなりません。なお、提出する書類の詳細については、入札説明書等によります。

受付期間	令和2年12月18日（金）～令和2年12月24日（火）午後5時 持参により提出すること。なお、表には「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業 参加表明書等在中」と朱書きすること。
提出場所	2の担当部局

8 事業提案書類の提出方法

受付期間	令和3年1月14日（木）～1月21日（木）午後5時 持参により提出すること。なお、表には「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業 事業提案書類在中」と朱書きすること。
提出場所	2の担当部局

9 開札予定日時及び方法

日 時	令和3年1月21日（木）午後5時
場 所	2の担当部局
方 法	入札参加者又はその代理人の立会いの上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

10 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- (2) 参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- (3) 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- (4) 委任状が提出されていない代理人の入札
- (5) 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- (6) 入札者が他の入札参加者の代理をした入札
- (7) 入札者が談合した入札
- (8) 記名押印を欠いた入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- (11) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- (12) 電送及び電話による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札